資料３_別紙２

■デジタル技術活用の現状把握のための調査事項一覧

【静岡市】（路線価付設システム）

※該当すればプルダウンで「有」or「〇」選択、「その他」欄は自由記載、「追加質問」欄は各記載項目を踏まえて自由記載（ワード・パワポ等の様式自由）

		追加質問
GISシステム導入の有無	有	≪路線価付設システム（評価替）≫ 【導入時の課題や工夫等】 ①導入までに検討したこと ・「システム評価」を目的に平成15年度評価替から導入。「固定資産税路線価付設等業務」として地区区分・標準宅地の選定・路線価付設までを一括して業務委託（随意契約）する中で利用するシステム。当該システムは、当初は地番図に標準宅地の位置・路線番号・路線（矢線）を表示し位置関係を把握するとともに路線番号を検索キーとして路線価を計算する機能に特化されていた。平成18年度以降、路線価データを作成・更新することができるようになった。 ②予算の確保に関して ・システム評価による時間外勤務の削減を目的として説明。３年度間で実施するものとして債務負担行為を設定し契約。３年度トータルで4,500万円程度。 ③導入までに苦労したこと 　当初導入時から数回の評価替においてはシステムの利用方法自体が変化したため、経験のない職員にとっては負担だったと感ずる。 ④使用に当たっての研修体制等 　各年度の業務に当たり、委託業者に依頼し職員向け研修を実施している、 ⑤システムの更新の有無 ・評価替単位でシステム更新。 ・市からの情報については情報提供後に協議の上随時更新。

		実地調査	地目認定	地区区分	標準宅地選定	路線価付設	画地認定	画地計算	追加質問
活用しているレイヤ	地番図			〇	〇	〇			・更新頻度は年に１回（賦課期日（１月１日）の現状を反映）。 ・マッピングの成果品を提供し更新。
	写真レイヤ			〇	〇	〇			・経年異動判読（マッピングシステム）において撮影した航空写真を活用。
	地形図（DM、都市計画基図等）			〇	〇	〇			・ベクターレイヤーで保有。
	住宅地図			〇	〇	〇			・住宅地図のライセンスについては委託業者側で管理。
	台帳情報（土地）			〇	〇	〇			ー
	公的評価地点（地価公示、地価調査）			〇	〇	〇			ー
	法規制関係（都市計画、道路台帳、防災図面等）			〇	〇	〇			・都市計画決定情報、下水道情報（整備完了情報、下水道施設）、道路台帳情報、市道認定情報、津波災害警戒区域情報、土砂災害警戒区域情報を提供。利用に当たっては庁内各課の協力を仰いでいる。
	評価替え関係（状況類似、標準宅地、路線）			〇	〇	〇			・路線価計算機能を有する。 ・標準宅地や区域区分については評価替前年度までのコンサルティングの中で決定。
	家屋関係（台帳情報、家屋現況図等）								（なし）
	その他								ー
実地調査手法 （土地評価のため）	紙図面		ー						（利用していない）
	タブレット		ー						（利用していない）
AIの活用の有無									（なし）
業者委託の有無									・固定資産税路線価付設等業務」として地区区分・標準宅地の選定・路線価付設までを一括して業務委託（随意契約） ・合理的な比準表の作成などに専門的知見を活かすことができている。
その他の技術活用の有無									（なし）

		追加質問
検討課題	職員不足の観点	・当該システムありきで評価替業務が進んでおり、当該システムの意義・操作方法等を理解した職員を評価替前年度に配置することが重要（職員配置への配慮）。 ・LGWAN・ASPを通じて利用するため、物理媒体を用いたデータのやり取りがなく、データ管理に関する職員の負担が軽減されている（データ管理リスクの低減）。 ・評価替前年度における作業に関する時間外勤務の削減は果たされているが、将来的な職員不足の解決策となるかは不透明。
	経験不足の観点	・GISを用いることで、実務経験が豊かな職員が視覚的に価格形成要因等を説明することができ、評価替未経験の職員の知識の醸成に寄与している（ＯＪＴの充実）。 ・評価替未経験者の場合、結果も含め作業に不安を覚えることが懸念される。よって、経験（者）ありきのシステム運用とならざるを得ない。
	デジタル技術導入後の状況	・都市計画決定、下水道（整備完了、下水道施設）、道路台帳、市道認定、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域などの情報を一元的に確認することができ、状況類似地域の区分・価格形成要因の確認が容易となった（作業の効率化）。 ・相続税路線価と固定資産税路線価の整合性や、面的なチェック等が容易となった（作業の効率化）。 ・どのような要因が状況類似地域の区分や価格形成要因につながるかを深く理解せずとも作業が進む懸念がある。
	審査申出を受けた場合の対応状況・方針	・現状では、審査委員会での審理及び課税庁での審査申出対応（弁明書の作成等）に関し、特段のデジタル技術の利用は行っていない。 ・土地の審査申出においては、審理を進めた結果、標準宅地の選定や状況類似地域の区分が問題となる場合があるが、その際に必要なシミュレーションにシステム利用することが想定される。
要望		・できれば一つのＧＩＳ（システム）で経年異動調査・評価替といった作業を、それが不可能ならせめて一台の端末で作業を行いたい。